**第1９回あきたかた市民文化祭【展示芸術の祭典】作品募集要項**

展示芸術の祭典は、市民の皆さんの日頃の文化芸術活動の発表の場です。

多彩なジャンルの作品展示ができますので、ふるってご応募ください。

■**会　　期**　　２０２５年９月２８日(日)～２０２５年１０月４日(土) 10時～17時

　　　　　　　（最終日は10時～16時）

■**会　　場**安芸高田市民文化センター（クリスタルアージョ）

　　　　　　　安芸高田市吉田町吉田７６１番地

■**応募資格**　　安芸高田市内に在住・在勤・在学の方

■**出展料**無料

■**出展数**一人１ジャンルにつき１点まで

**■作品の種目**絵画、水墨画、絵手紙、ちぎり絵、デザイン、写真、書、編み物

パッチワークキルト、工芸（竹木工）、粘土、彫刻、陶芸、染色、

アートフラワー、トールペイント、いけ花、短歌、俳句、茶道、その他

**■作品規定**　 出品作品は、自己の創造した作品で、過去の市民文化祭で未発表のものとし、

かつ、著作権・肖像権を侵害しないものに限ります。

**外寸は額装等を含んだ寸法とし、縦180㎝×横180㎝以内の作品に限り**

**ます。**【**但し、書の軸装作品については、縦200㎝まで可とします。**】

■**会場の設営**　　会場設営・撤収及び作品の搬入・搬出へは、必ずご参加ください。

**作品の搬入出　　搬入（設営）：２０２５年9月２７日(土)　13時集合**

　　　　　　　　　　　　　　全体説明の後、会場設営、作品搬入、展示を行います。

**搬出（撤収）：２０２５年１０月４日(土)　16時集合**

全体説明の後、作品搬出、会場の撤収を行います。

【両日とも、クリスタルアージョ2階ホールへお集まりください。】

**■作品の展示**　 主催者側で指定します展示場所に、出品者が展示してください。

※主催者はキャプション(題名)のみ作成し、説明文等の掲示物は行いません。

※展示中の作品の管理・保全は、出品者各自で行ってください。

※額付の作品はなるべく、アクリル・ガラス等をはずして出品してください。

※展示の際に、著作権等の問題が発生した場合は出品者において解決してく

ださい。実行委員会では一切関知いたしません。

 ※作品の損傷・紛失について、実行委員会では責任を負いかねます。

**■申込み先**　　市内各文化センターへ出展申込書を提出してください。

**■主催**　 あきたかた市民文化祭実行委員会（安芸高田市文化団体連合会・安芸高田市教育委員会）

**■後援** 安芸高田市

**■問い合せ先**　 あきたかた市民文化祭実行委員会事務局　[平日8時30分～17時15分]

　　　　 （安芸高田市教育委員会 生涯学習課　電話・お太助フォン42-0054）

**第19回あきたかた市民文化祭【展示芸術の祭典】**

**出展申込書**

第19回あきたかた市民文化祭【展示芸術の祭典】作品募集要項を遵守し申し込みます。

キリトリ線

|  |  |
| --- | --- |
| 展示種別該当箇所に印をつけてください | □絵画　□水墨画　□絵手紙　□ちぎり絵　□デザイン　□写真　□書　　□編み物　□パッチワークキルト　□工芸　□粘土　□彫刻　□陶芸　□染色　□アートフラワー　□トールペイント　　□いけ花　　□短歌　□俳句　□茶道□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 出 展 者 | 出展者氏名 | ふりがな |
|  |
| 所属団体名 | （例：○○○教室） |
| 文化協会会員 | □会員（　　　　　　　　　町文化協会）　□非会員 |
| 連絡先 | 〒　　　　－安芸高田市（　　　　　　）町電話番号　（　　　　）　　－ |
| 作品の題名 | ふりがな |
|  |
| 出展作品外寸（額装等を含んだ寸法） | 展示エリアの設計を行うため作品の外寸法を必ず記入してください。平面作品 （絵画・写真・書など）※号ではなくcmで記入してください縦　　　　　　 cm 横　　　　　　　cm 立体作品　（工芸・造形作品など）幅高さ(横)　　　　　　cm 奥行き　　　 　　 cm　　 　　　　　　 cm※外寸が展示作品と大幅に違う場合、また未記入の場合は展示をお断りする場合があります |
| 展示の方法 | パネル展示 ・机上展示 ・床展示 （※ いずれかに○をつけてください。） |
| 備　　考 |  |

**※作品の損傷・紛失について、実行委員会では責任を負いかねますので、ご了承ください。**

■**申 込 先　　　　市内各文化センター**

■**申込期限　 　 ２０２５年７月９日（水）必着**

※申込書に記載される個人情報については、パンフレット作成等、

本祭典に関する事務以外には使用しません。